

定期報告対象建築物の所有者又は管理者の皆様へ

閲覧用書類(定期検査報告概要書)について(お知らせ)

平素より定期検査報告制度の推進にあたり格別のご指導・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 16 年 6 月 2 日に公布された「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 67 号)」のうち、建築基準法第 93 条の 2 の改正で、定期報告に関する書類が新たに閲覧対象となり、建築基準法施行規則の改正とともに、平成 17 年 6 月 1 日から施行されております。

また、平成 20 年 2 月 18 に公布された、建築基準法施行規則第 6 条の改正により定期検査報告書および定期検査報告概要書の様式が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されております。

施行日以降に特定行政庁へ提出される報告については、定期検査報告書「(第一面)(第二面)(第三面)及び検査結果表、別添①②様式(写真関係)」と**定期検査報告概要書、昇降機は(第三十六号の三の二様式)、遊戯施設は(第三十六号の四の二様式)**を提出することになります。(改正規則第 6 条第 3 項：下記参照ください)

定期検査報告概要書につきましては、別添様式を添付して報告して頂くこととなりますが、この概要書は定期検査報告書をもとに、一般社団法人中部ブロック昇降機等検査協議会で印刷して特定行政庁に提出しておりますので、法改正の趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

関係法令 (抄)

(書類の閲覧) 建築基準法

第 93 条の 2 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

(建築設備等の定期報告) 建築基準法施行規則

第 6 条 (抄)

3 法第 12 条第 3 項の規定による報告は、昇降機(中略)にあつては別記第三十六号の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書に、(中略)遊戯施設(中略)にあつては別記第三十六号の三の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書に、(中略)国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。